

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第3回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会
開 催 日 時	平成22年8月31日(火) 午後2時～午後4時15分
開 催 場 所	市民会館会議室
出 席 者 及び欠席者	出席者：柳沢厚委員長、石塚典久副委員長、松本昭委員、森反章夫委員、 竹沢えり子委員、加藤欽司委員、高山充則委員、伊澤秀夫委員、 栗原秀夫委員、山崎泰大委員 欠席者：なし
議 題	1 会議録の承認について 2 まちづくり条例の全体構成について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題1について 字句の修正がある場合は、その内容を9月7日までに事務局に送付することとし、送付がない場合は承認したとみなす。 議題2について まちづくり条例の全体構成として、資料3-3の内容についてはおおむね了解。各項目のうち、1については議論を終了し、2及び3については次回議論する。 議題3について 第4回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年9月30日(木)午後3時30分からとする。 議題4について 検討状況を周知するため、資料3-3程度の内容を市報に掲載する。
審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局)	議題1 会議録の承認について ● 事務局(西山) 資料3-1「会議録(案)」及び資料3-2「第2回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針」により説明 —— 説明省略 —— ● 事務局(西山) 細かい字句の修正があれば、9月7日までをお願いする。 ○ 高山委員 資料1-8の内容について、この間、市役所内ではまだ論議はしていないのか。 ● 事務局(市川部長) 前回の委員会から今回までの間、担当で議論をしている。一部は所管課と相談しているが、農業の部分はこれからになる。 ○ 高山委員

調整を進める中で、少し修正される可能性もあるということか。

● 事務局（石井課長）

あると思う。条例化する中ではいろんな部署がかかわるので、調整をし、報告はしたい。

○ 柳沢委員長

資料1-8はたたき台のたたき台で、今日たたき台が出て、それをまた皆さんの意見や庁内調整で次のバージョンというように、かなり頻繁に変わると思う。

● 事務局（市川部長）

9月に庁内の会議も開催する予定でいるので、そこで意見を吸い上げたり、個別に所管の担当者と詰めたりもしたいと考えている。

○ 柳沢委員長

では、会議録については、意見があれば9月7日までに事務局へ提出することとする。

議題2 まちづくり条例の全体構成について

○ 柳沢委員長

中身が多いので、資料3-3は今まで議論して、前回ほぼ了解していることから簡単に確認し、資料3-4を資料3-3のくくりごとに説明のこと。

● 事務局（西山）

資料3-3については簡単に説明し、個別の内容を資料3-4で説明する。

資料3-3及び資料3-4における変更点を中心に説明

—— 説明省略 ——

○ 柳沢委員長

順番に進めていく。「『推進地区』の積極的なまちづくり」、これは「新青梅街道沿道まちづくりの推進」と連動しているので、併せて御意見を。

○ 森反委員

条例の外の上位計画の中で、「推進地区」について明確に定めておかなければならないのではないか。また、住民と市がどこまで協働して、その「推進地区」のまちづくり計画を定めていくのか。

● 事務局（市川部長）

市がこのエリアについてこういうまちづくりを進めたいというものを持ちながら市民にも入ってもらい、計画づくりをするイメージだが、上位計画に明確に位置付けられているわけではない。

○ 森反委員

「推進地区」というのは非常に特殊なエリアなので、なぜその地域

が「推進地区」になるのかということを確認する必要があると思う。

○ 柳沢委員長

資料3-4に示された性質を帯びた地区は、特別な条件を持っているので、「推進地区」の指定候補地であると書かれている。これをどれほど厳密に書くかという問題は残るが、あらかじめ、この地区は皆さんと協力してやりましょうと宣言して実行する場合は、そんなに限定的にする必要はないと思う。

● 事務局（市川部長）

例示のサブ核地区のように、市にとって重要だと考えているところについて、市が主導でまちづくりを提案するわけだが、そこに市民の声を入れながら提案していくというイメージでいる。

○ 加藤委員

サブ核のように市が絵を描いて発案するようなものは、市が住民との話合いで協議会を立ち上げるという形でいいと思う。

○ 栗原委員

それは、長期総合計画やまちづくり基本方針をベースにして決めるということでしょうか。

● 事務局（市川部長）

それらが中心になる。

○ 栗原委員

長期総合計画は、随時変わっていくものなのか。

● 事務局（市川部長）

おおむね10年程度で見直しがされている。

○ 栗原委員

イオンのところから武蔵砂川に向けて道を作る計画は。

● 事務局（石井課長）

市ではもっていない。ただ、立川市の区域もあり、立川市の考え方もあると思う。仮にそういうものが将来見えたとすれば、「推進地区」にすることも可能であるという考え方である。

○ 栗原委員

宗教法人の緑地のようなものは、市民に提供してくれるということか。

● 事務局（石井課長）

宗教法人が持っている土地については、明治神宮のようなイメージで、林苑を中心とした開発をしたいという計画がある。そこを使えるかどうかは、宗教法人側から動くことかなという気はする。

○ 栗原委員

そういった話が出てくると、基本方針などの考え方自体にずれが出てきてしまうので、随時そのようなものを取り入れていかないと、移

り変わりにそぐわないことになってしまったので質問した。

● 事務局（市川部長）

長期計画については、5年くらいで前期、後期として見直すこともあるし、まちづくり基本方針についても、部分改定をやることもできる。社会経済情勢が大幅に変わっているような場合については、見直しをかけていくことになっているので御理解いただきたい。

○ 加藤委員

宗教法人の土地は、あのまま放っておくのか。市に話は来ているのか。

● 事務局（市川部長）

宗教法人の土地については、東京都と立川市と武蔵村山市と日産と宗教法人で、まちづくりをこういう方向でやろうというところまでは決めている。

○ 加藤委員

年限的なものは、提示されていないのか。

● 事務局（市川部長）

宗教法人側としては、数十年かけて開発したいということを表明しているが、具体的な中身はまだである。

○ 伊澤委員

宗教法人が土地を買収する際に、さきほどの5者で協議をし、土地利用についての話はあったが、年月的には決まっていない。

○ 栗原委員

おおむね合意できているのであれば、ある程度市民も知らない。どんなまちにしたいかというときに、違うものになってしまう可能性もあると思う。

● 事務局（市川部長）

宗教法人の土地については、立川市や本市では、地区計画を定めてある程度土地利用の方向性なりを法律に基づいて決めていこうと考えているので、その手続の中で、市民に内容を知らせていこうと考えている。

○ 柳沢委員長

宗教法人の土地は、行政的に非常に関心のある場所だが、全武蔵村山市が総がかりで相手するようなものであり、この条例とは次元が違う感じがする。

○ 松本委員

資料3-4の「推進地区」の指定については、大規模な土地の転換によりまちづくりのチャンスになることがあるが、そういうときは急に来るので、行政が必要だと判断できれば、総合計画とか都市マスに書いてなくてもできるようにするのが重要である。また、地権者なり

周辺住民が、「推進地区」にすることを一定の手続をもって提案できるようにすることも重要で、それらを加えた方が、武蔵村山市の特性にふさわしい「推進地区」の制度になるのではないかと。

● 事務局（石井課長）

実際にはそういうことが想定されるので、臨機応変に対応できる制度にしていかなければならないと考えており、条例化するときに検討したい。

○ 柳沢委員長

まちづくり上重要な地区として判断すべき区域が生じた場合、臨機応変に対応できるようにすることと、いわゆる提案型もあるということについてもよろしいか。

● 事務局（石井課長）

当然であると考えます。

○ 高山委員

市民からの提案については、3人以上などの条件があるが、自治会などもイメージをしているのか。

● 事務局（市川部長）

自治会がまちづくり協議会をつくることも否定していないし、自治会のメンバープラスアルファでも構わない。自治会の単位を今の条例化では想定していない。

○ 柳沢委員長

「推進地区」の指定の手続はないのか。範囲や協議会の構成を示すと思うが、それに対して地元の方から意見が出ることは想定される。「推進地区」を決定するにも、ある種の手続を考えた方がいいと思う。

○ 竹沢委員

「推進地区」では建築行為等の届出、「新青梅街道沿道地区」の方は土地取引についての届出が義務付けられているが、この違いがわかりにくい。

● 事務局（西山）

新青梅街道沿道のまちづくりについて、「新青梅街道沿道まちづくり計画」ができれば、それは「推進地区まちづくり計画」と同じ扱いなので建築行為の届出をしていただくが、できない間は、土地取引の場面で建築計画ができる前に、お願いをしたいという考えでこのようにしている。

● 事務局（石井課長）

新青梅街道は30メートルに広がることが決定されているので、土地をできるだけその分空けてくださいと誘導したいということである。

● 事務局（西山）

土地取引の届出については、条例でゾーン化したゾーンに当たる部分について土地取引をする場合は、条例に基づき自動的に届出をすべきこととなるものである。

○ 柳沢委員長

新青梅街道沿道まちづくりは、二重構造になっているということか。そこは非常にわかりにくいから、もう少しわかりやすく書くべきである。

○ 竹沢委員

基本方針は、平成26年くらいに見直されるのか。

● 事務局（市川部長）

基本的にはおおむね10年ごとの見直しだが、長期計画を見直したときに反映すべきものがあれば、部分的な改定をしていくつもりである。

● 事務局（石井課長）

先ほど日産跡地の話が出たが、長期総合計画が来年改定になるのに合わせた改定を計画している。

○ 伊澤委員

新青梅街道のまちづくりについて、土地取引については届出義務を課して、建築物が拡幅予定地に建築されないよう誘導することだが、鉄筋コンクリートのような堅固な建築物の規制はどのようにするのか。

● 事務局（石井課長）

堅固な建築物については、都市計画法の中でできない。ただ、木造や鉄骨造のようなものについてはできる。そういうものであっても、できるだけ拡幅予定地を使わないでくださいということを、市としては誘導していきたいという考えである。

○ 栗原委員

拡幅が始まるまでは、建てないように指導して、できあがったら、今度は建物などにある程度制限を加えていくということか。中高層住宅供給の誘導というのは、高層マンションなどを誘致したいという想定なのか。高さの最低限度となっているが。

● 事務局（石井課長）

できるだけ沿道に合った、中高層程度のを考えている。モノレールに乗っても狭山丘陵の緑が見えなくなるような、高層のマンションができないように誘導していきたいという考え方である。

● 事務局（市川部長）

30メートルの道路で、モノレールを呼ぼうというところなので、ある程度の高度利用はさせたい。2階建ての土地利用では、軸の土地利用としては少し寂しい。しかし、10階、20階建ての高層マンシ

ョンが並んでも武蔵村山らしくない。そんなことを想定している。

○ 松本委員

最高と最低を決めるということか。

● 事務局（市川部長）

決め方はまだ具体的ではないが、イメージとしてはそのようなことである。まったくの低利用も困るが、高密な利用も村山らしくないというそのあたりの兼ね合いを考えて、決めていかなければならない。

○ 伊澤委員

新青梅街道沿道まちづくりでは、区画整理の計画の中のロータリー部分については、デパートにするとか、商業の集積だとか、その辺のところをみんなで話し合っていくということになるのか。

● 事務局（石井課長）

区画整理事業では、駅ができる想定のところを、地権者の協力をいただいで広場で残すわけだが、若干計画が変わっている。日産跡地側が整備され、商業的な大きいものはそちらに任せ、こちらについては、マンションの下にハンバーガー屋ができるイメージの土地利用ができたという構想に変わってきている。

○ 柳沢委員長

(1)と(2)の順番だが、一般市民は新青梅街道沿道まちづくりの方が関心が高いから、まずその仕組みを示し、それに準じた地区についても、それと似たような仕組みを用意しておくということで「推進地区」がくる方が、わかりやすい気がするがどうか。

● 事務局（市川部長）

「推進地区」の具体的なものとして新青梅街道沿道まちづくりがあるという方が、理解しやすいと考えた。

○ 柳沢委員長

「推進地区」は抽象的でわかりにくいので、具体的なものが先にあって、そのある部分だけを抽出したものが「推進地区」であるとした方がいいと思う。

○ 松本委員

市民の一番の関心事は新青梅街道だから、最初にあった方がよい。ただ、「推進地区」の中に「新青梅街道沿道地区」も含まれるから新青梅街道沿道まちづくりのところに書いていなくても建築行為の届出もあるという説明だった。新青梅街道沿道まちづくりの方を前に出した方がいいとは思いますが、その整理が必要である。

● 事務局（石井課長）

条例上には同じ仕組みとなるので、こちらの方が説明しやすいと考えた。

○ 松本委員

条文上は、何々を準用すると書けば終わる話なので、変えた方がいいと思う。

○ 柳沢委員長

「新青梅街道沿道地区」の方は、協議会について書ききるのならば、どのような構成で、どんな役割、権限を持つのかをある程度示す必要があると思う。どこまで条例で書くのかを吟味してもらいたい。それと気になるのは、まちづくり計画という形まで整えたものの担保は、届出、指導なのか。行政指導にとどめるということか。

● 事務局（西山）

拘束力を持たせるものであれば、地区計画などにまで行けばできるが、あくまでも、その前段階という位置付けもあるので、この段階では指導なのかなと考えている。

○ 柳沢委員長

法律論でそこまでいくのは無理だと解釈として言っているのか、それともそこまでしたくないと言っているのか。

● 事務局（市川部長）

市は、その計画内容を尊重するように指導していくというイメージでいる。

○ 松本委員

新青梅街道沿道まちづくりは、土地取引段階について届出の義務を課するというある意味で強い姿勢をもっているので、バランス的には、「新青梅街道沿道まちづくり計画」というものができたらしかるべき手続を取って、それを開発の土地利用基準に自動的にスライドさせ、結果として自主条例として強制力を持つというのがいいと思う。それが違法ということはまったくない。モノレールを通すという強い気持ちがあれば、みんなで作った計画については、そこに義務を課すことについて合理性がある。制度の考え方として、一応決めただけ守っても守らなくてもどちらでもいいでは、つくる意味がない。

○ 柳沢委員長

条例でそこまで書くと違法ではないかということで、裁判で負けるかもしれないという恐れを感じて手前で止めておこうというのであれば、その心配はない。

○ 松本委員

まったくない。

○ 柳沢委員長

政策的にそうしたいという理由があれば、それでいいということだと思う。

● 事務局（西山）

そうすると、合意レベルを上げなければならないということはある

のか。2分の1ということで提案を受けて、それについて市で決定するわけだが。

○ 松本委員

「新青梅街道沿道地区」だから、提案ではない。

○ 柳沢委員長

事実上、都市計画と同じ手続をイメージしているのではないのか。

○ 松本委員

提案ではなく、市長がしかるべき民主的な手続を取って、合意性をもって計画を決めるという話である。協議会を設け、説明会を開くとか、意見書をもらうとか、見解書を返すとか、みんなで決めたという民主的な手続が必要である。

● 事務局（西山）

やや簡便にできる制度としてとらえていたので、実効性は下がるものと考えていた。

○ 松本委員

計画が考え方程度のものであれば、義務ではなく、目標として定めるものだが、数字が出たりすると、それは守ってもらうことが前提になる。この「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」というのはどんなイメージなのかが出ると、もっとリアリティのある議論ができる。

○ 柳沢委員長

次回までに検討のこと。

● 事務局（市川部長）

「法定制度への移行」を盛り込んでいるわけだが、義務化するというのであれば、法定制度にまでする必要もなくなるということか。

○ 柳沢委員長

あまりない。強いて違いを言えば、原状回復命令ができるかどうかぐらいの差しか残らない。

● 事務局（市川部長）

そうすると、(5)はいらなくなってしまうのか。

○ 柳沢委員長

あまりウエイトは置かなくていい気がするので、次回までに検討のこと。

では、「市民発意の自主的『まちづくり計画』の制度化」と「市民主体の都市計画の推進」について、併せて御意見を。

武蔵村山の市民の団体が、手を挙げそうな下地はあるのか。

● 事務局（石井課長）

今のところない。ただ、「新青梅街道沿道地区」などに協議会ができて形が見えてくると、それにつられて出てくればいいかなという気はしている。例えば、「推進地区」の周辺など市として「推進地区」まで

いかないようなところに、市民の発意でまちづくり協議会ができて、「推進地区」と合わせようというようなことが出てくればいい。

○ 柳沢委員長

市民が自分で使おうと思ったときの感覚で考えてもらえればいいと思う。

○ 栗原委員

テーマ型のまちづくり協議会の要件はどうなっているのか。区域内の住民の10分の1と、地区型の要件は書いてあるが。

● 事務局（西山）

想定はまったく同じである。

● 事務局（市川部長）

今までの「地区まちづくり計画」も、「テーマ型まちづくり計画」も、市民発意のまちづくり計画の策定という意味では同じで、地区型としてここで想定するのは、どちらかといえば比較的小さい地区において、その地区にかかわるまちづくりの様々な事項について合意して計画づくりをするもの。テーマ型というのは、もうひとまわり大きいエリアで、そのまちづくり全般を決めるのではなく、あるテーマについてだけ決めるもの。しかし手続的には、市民提案型のまちづくり計画ということで、地区型、テーマ型で分けずにひとくくりにしたものである。

○ 竹沢委員

例えば、農をテーマに市のこちら側とあちら側の農業者と一緒に手を取り合って、武蔵村山ならではの農を活性化するようなまちづくりがテーマで考えられるとすれば、「囲まれたエリア」とする必要はないのではないかと思う。

○ 栗原委員

農家の人たちは、畑に隣接する街灯は、畑に光が当たらないように設置をするような決まりをつくってくださいと、商業の人は、商店の前の歩道は、段差を少なくするような決まりをつくってくださいということも考えられると思う。

● 事務局（石井課長）

それは、市全体に関してのテーマ型であると言える。

○ 栗原委員

そうすると、武蔵村山市民の10分の1が集まらないと、市内全部をカバーする計画はつくれないということになる。

○ 柳沢委員長

協議会の成立がほぼ不可能になるが、エリアが広まったり、特定しにくいテーマを取り扱うものについては、この条例では対象にしないのか。対象にするのであれば、協議会の要件を変えなければならない。

● 事務局（西山）

エリアが定まらなないと、決定するときの合意形成の担保が見えづら
いのではないか。

○ 松本委員

そんなことはなく、参加をしてみんなでやろうということに関しては、そのやろうということに対してオール市民の何割かが合意しないとできないという発想は変えるべきである。決める行為が他の市民に制限を課したりするときについては、合意があったり、ハードルがあるわけだが、いろんな市民が自発的にみんなでやろうということに対して、最初からハードルを二つも三つも設けるという発想は、違うのではないか。

○ 竹沢委員

最初の発意のところでハードルを高くしてしまうと、面倒くさいということになり手が挙がらなくなってしまうのではないか。

○ 松本委員

参加のまちづくりの本質はそこにある。できるだけ初動期はハードルを下げて、みんなやろうと。結果として他人に義務なり規制を課すときは、手続を踏んで、みんなが承諾しなければならないという形にするのが重要ではないか。

○ 柳沢委員長

提案されてきたことが、市の政策との関係でどのような意味をもつかということ、例えば、生産緑地について、もっと活発に、意味あるものに使いこなすことについて研究したいチームが出てきて市に提案すると、市の関連部局が、アイデアはいいけど部分的に難しい問題があるから、可能性のあるものに少しくり変えて実施するというように動いていくんだと思う。提案してきたものを丸ごといいか悪いかというのではなく、キャッチボールしながら、市がいいアイデアとして受け止められるものは受けていくものだと思うので、あまり固く考える必要はない。

○ 伊澤委員

市民にとってのまちづくりとは、住環境を良くしてほしいということだと思う。建築行為等の届出が最後に突然出てくるのがよくわからないが、様々な要求があって、その要求に基づいて市民が集まって、まちづくりをどうしようかと議論した上で提案するというところだと思う。テーマ型というのは、他の市を見ても、商業振興だとか、工業とか、そのようなテーマでやろうということが書いてあるように、10分の1以上、10世帯以上の参加というのはそぐわないので、協議会の発足の基準は考えた方がいいと思う。

○ 柳沢委員長

地区型のものは、地区計画の簡易版のものの着地のイメージのようだが、テーマ型は、権利制限型ではなく、むしろ行政施策、意見提示型なので、そのような着地のイメージを書いてもらいたい。

○ 森反委員

地区計画に向かっていくラインがひとつあって、もうひとつはテーマで、任意の人たちが集まってやっていこうとする局面が混在している。

○ 柳沢委員長

両方書いてあるが、その後の着地はひとつの方向しか書かれていない。

● 事務局（市川部長）

イメージとしては、市民が自分たちの住んでいるところを自分たちでルールを決めて、それをお互いに守っていいまちにしていこうというものが主かなと。

○ 柳沢委員長

行政がもっと知恵を働かせればやるべきことがあるのではないかという感覚でくるものもあるかもしれないし、我々はこういうことをするから行政もこういうことをしてほしいというものなど様々あると思う。自分たちがやるだけのことであれば条例に書く必要はないので、行政にアクションを促すようなものでないと意味がない。二本立てをイメージすべきと思う。

● 事務局（市川部長）

都内でテーマ型が実施されているところはないということによいか。

○ 柳沢委員長

動きはある。例えば、練馬区の地元の団体が、まちの美観や景観に関して助成をもらって区に提案した。例は少ないが。

○ 竹沢委員

提案というのは出てきにくいと思うが、逆に市の側から課題を丁寧に拾って育てていけるようなことは考えているか。例えば、まちづくり講座の参加者から意見を聴いて、その中から市でやれそうなことを拾って、支援につなげていくとか。

● 事務局（市川部長）

そこまで具体的には考えていない。

● 事務局（石井課長）

市が市民の発意について行動を促す部分があってもいいのではということであれば、我々がイメージしているものと少し違う。道路に水がたまって仕方がないと3人が話をして、土地を少し出してもいいから何か作ってもらおうと決めて市に提案というようなことが、準備会

の始まりと考えている。テーマ型協議会の、区域の市民の10分の1という要件は検討しなければならない部分もあると思うが、人が集まって始まったことに対しては、専門家を派遣するなど、市も支援していく。

○ 竹沢委員

例えば家の前に水たまりがあるときに、市になんとかしてくださいと言うのか、それともみんなでなんとかしようというべきなのか、何ができるのかは、市民の側でも最初はなかなかわからない。まちづくりとは何かのようなどころがあると思うので、例えばまちづくり講座のようなものを行っていく中から、市民自体にも育っていってもらい仕掛けもいずれ必要になると思う。

● 事務局（石井課長）

3人、4人で集まって、家の前に水がたまって仕方がないと来たときに、今までの市が側溝をつけるなどの発想もあるが、話し合いをしてもらい、それに市も支援すると。この条例の趣旨というのは、市民に準備会なりで大いに議論してもらい、それを市に上げてもらい、市が支援していこうという考え方である。

○ 栗原委員

側溝を作ってくださいという考えでなく、どのように考えるのか。

● 事務局（石井課長）

側溝を作ってくださいというのは行政に言えば済んでしまうことであって、計画まで定めなくてもいいわけだが、そうではなく、何かできることを検討してもらいのが一番いいのかなということである。雨については具体的になんとも言えないが、そこに住んでいる方もやっていただくことは当然出てくるし、市も支援することも出てくる。そのようなことを、まちづくり計画として議論するのが一番いいのではないか。

○ 加藤委員

準備会までつくってやるようなことは、今まで村山にはなかったと思う。豪雨でもあれば家の前に水がたまってしまいが、周辺の区域の人が土地を出し合ったりして洪水が起こらないような対策をしようというときに、今度は準備会を立てていくんだと思う。これだけの人たちが賛成して合意してやっていこうというような感じで、進めていくものだと思っている。

○ 柳沢委員長

提案する市民の側も何かするという事は当然ありうるが、市民が何かやらなくても、ある種の要請型でもいいと思う。仕組みがないことについて、この問題についてはこういう仕組みを用意してやったらどうか、については市民もこの部分は分担できるといったように進め

るのが一番いいのではないか。

○ 高山委員

先ほどの雨水について、どこに原因があるかもわかっていて、これをなんとかしてほしいというのもひとつの材料になるのか。

● 事務局（石井課長）

それを皆さんでどのようにすべきかということは、材料となると思う。

○ 森反委員

横浜市が福山市の手法を取り入れて、まち普請事業を行っている。地域の住民の人たちからここを改善したいというプロポーザルがあれば、それを行政と検討してアイデアを加えながら、住民が最終的に企画を立てて労力を出し、行政は金を出し、地区で困ったことをお互い協議して少しずつ直していこうということをやっている。ニュアンスを聞いていると、そういうようなものをきっかけとしながら、地区計画にもっていきたいというように聞こえるので、そのような書き方をするとおもしろいかもしれないと思う。

○ 松本委員

議論を聞いていると、一番近いのは戸田市の三軒協定である。向こう三軒両隣が集まって、側溝でもいいが、戸田市の場合は、三軒合わせて生垣にしようとか、花を植えようとか、三軒が話し合っただめたものを市役所に出すと、花を植える費用の半分を助成する。そのような話である。

● 事務局（市川部長）

それは「地区まちづくり計画」に近い。

○ 松本委員

「地区まちづくり計画」とは違い、計画はつukらない。エリアを決めてルールを決めることはしない。3軒集まって、ブロック塀ではなく生垣にしましょうという、要するに協定である。

● 事務局（市川部長）

ルールづくりではないのか。

○ 松本委員

ポイントは、やろうとしている対象が道路とか下水とか公共空間の場合については基本的には公共施設管理者の同意なりが必要となるが、そういう公共施設をイメージする話なのか、自分の建物とか塀とか植栽とか、自分のところをみんなとやろうとするのかであり、それによって仕組みが全然違う。ところが、テーマ型というのはどちらもあるし、公プラス民が組み合わさった場合もあるので、具体的なイメージを出すことが重要と思う。

● 事務局（市川部長）

村山でテーマ型になじむようなことが見当たらない。

○ 柳沢委員長

戸田の話が出たので紹介すると、戸田市のNPOが、高齢者が歩きやすい市街地をつくろうというテーマで活動している。何をやっているかという、可能であれば150メートルごとにベンチを3つずつぐらい置こうということを考えた。このようなことを市に提案して、ベンチをつくる費用は市で持つとか、地元との交渉はNPOがやるといようなことを行っている。まさにテーマ型である。武蔵村山は農地もあるし、丘陵地もあるし、今すぐに出てこなくても、あると思う。

○ 栗原委員

結局これは、市民にこうしなさいと、こうしてはいけないという条例で、具体的に行動するのが市民であって、市が何かするのではないということか。防犯灯の設置と書いてあるから、畑では街灯を逆向きにしてくださいと言うこともできるのかという発想があり、みんなでテーマをつくってやれば、市もそれに協力してくれるということなのかと思ったが。

● 事務局（石井課長）

防犯灯でも、市が設置するものもあるが、各家庭で、例えば門のところ到一个電球をつけてもらうことも考えられる。皆さんでつけましようとして計画をつくっていただいて、皆さんの協力のもとに、市が設置するものは市が設置し、皆さんが行う分もある。このような話である。

○ 石塚副委員長

市民会議のワークショップで、まちづくり計画の具体的なイメージをつくったが、地区型とテーマ型は、分かれているようで、一体型になってしまうと感じた。我々のグループでは、生産緑地と住宅地が混在しているところで、生産緑地から宅地に変わる中でも、計画的に変わるように誘導していくような計画イメージをつくったが、一定の地区の計画であって、テーマ型で全市的にやるとなると、区域の問題が出てきて混乱すると思う。もしかしたら、農業者同士がネットワークを組んで、それぞれの拠点となる農地で農のあるまちづくりを展開できるネットワーク型のまちづくりの仕組みもあると考えているが、組織や準備会の規定をつくるのが難しいかもしれない。

○ 伊澤委員

農業の話が出たが、農友会もある。農友会の若い農業者たちと、まちづくりの観点から意見交換をし合っているかどうか。農業振興プランのような計画ともどうすり合わせていくか。こちらだけが走っても、うまくいかないと思う。条例上どうするとは決められないかもしれないが、運用上、検討していかないと。

○ 柳沢委員長

農友会が自らこの協議会になるかという、それはピントが合わないような感じがするが、農業問題について、一般の非常に関心のある人が数人集まって、協議会をつくっていくことはあっていいと思う。そのときに、それは他の団体で十分考えているということであれば、受け取った市の側でその団体とキャッチボールするか、受け取る前に意見交換の場を設定してあげるとか、そのような形で現場で動いていけばいいと思う。固く考える必要はなく、せっかくやる気のある人が意見を出したら、それをどうやって生かしていくかというように考えていいと思う。

○ 竹沢委員

まちづくり計画を、地区型、テーマ型で考えているが、ひとつにして、認定の要件を、地区でまとまる場合はこうとか、ネットワークだったらこうというように分けた方がまとまりやすくはないか。

○ 柳沢委員長

テーマ型は、まちづくり計画に着地しないものが多い。イメージを切り替えてほしい。

● 事務局（市川部長）

市民会議では、まちづくり計画で議論をしていて、地区型とテーマ型のまちづくり計画があるとして終わっているの、それをベースに考えている。

○ 柳沢委員長

まちづくり計画のイメージは、エリアが特定されている前提だから、そのエリア内の特定テーマを取り上げることになってしまう。そうではなく、まちづくり計画に着地しない市民発意型の政策提案というものが、それを受け止める仕組みと考えればいいと思うのだが。そのときに、都市計画部局が受けられない幅広い提案が出てくるかもしれないから、それは市側の受け皿を用意して対応するというように、構えの方を考えていけばいいと思う。

● 事務局（市川部長）

公共の道路用地に、100メートルおきにベンチを市が設置してほしいというような提案が出たとしても、それは難しい。

○ 柳沢委員長

提案が出てきたら、キャッチボールをすることである。こういう制度もあってその提案は無理だとか、こういう条件が満たされないといけないからもう少し考えましょうというように。

● 事務局（石井課長）

そのような話がくれば、市もベンチの購入くらいはできるかもしれないし、設置場所をどうするかということも、テーマとして進めることだと思う。それが準備会になるのかなという感じはする。

○ 松本委員

テーマ型というのは逗子市のまちづくり条例が最初だが、私の知るかぎり、全国で3つしかないように普及、定着していない。最近、まちづくり計画ではなく、まちづくり活動について支援をする形に変わってきている。市民が、この部分は市役所でやってくださいと、この部分は自分たちでやりますと発意することによって、市民がやることと、行政がやることを区分けし、市民がする部分については、よほど効率が出ないとか、行政にとってバツでない限りはやってください、その代わり行政が応援しますと。公共がする部分については、行政の言い分として、これはできるけどこれはできないというように、市民発意というものは、その発意の内容を市民と行政がやるものについて区分けをする作業である。そういう発想でやらないと、この仕組みは解けない。今の議論のように、市役所がバツマルを判断するという制度設計を前提にすると、制度にはならない。

○ 山崎委員

逗子や戸田の話があったが、自治基本条例は制定されているか。市民発意の部分になると、様々な団体ができるので、自治基本条例の考え方が大事になってくるのかと思う。

○ 松本委員

自治基本条例の有無にかかわらず、この制度はできる。行政として受け入れられない、そもそも法律に違反している内容だったり、市の総合計画とか都市マスに明らかにバッティングしている事項でなければ、基本的には性善説に立ってやるということではないか。

○ 森反委員

テーマ型というのは、地区計画をつくっていく前段と位置付けるのか、それとも、市民活動に支援するというようにするのか、問題が残ると思う。

○ 松本委員

基本的には、空間を良くするとか、環境の質を良くするということに対して、市民が自発的に行うものである。福祉や教育は、多分この条例の守備範囲でないということだと思う。

○ 柳沢委員長

地区計画に落ちる領域だけではない。教育とか医療とか福祉などを除いたまちづくりの領域で、ソフトな話はたくさんあるが、そのようなものは射程に置いた方がいいと思う。福祉とまちづくりがかみ合わなければならないところもあるから、どこまでが範囲かは実際には難しく、きれいに分けなくてもいいと思う。提案は大いに出してもらい、議論していく過程で、直接団体がやる話と、この土俵で議論する話とに差別化できると思う。

	<p>1の部分だけで、今日は終了する。次回は、2と3の部分を議論したいと思う。</p> <p>議題3 会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局（西山） <ul style="list-style-type: none"> 次回、第4回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成22年9月30日（木）午後3時30分からということで提案する。 ○ 柳沢委員長 <ul style="list-style-type: none"> よろしいか。 ○ 委員一同 <ul style="list-style-type: none"> 了解 <p>議題4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局（市川部長） <ul style="list-style-type: none"> 資料3-3程度の内容を、こんな検討をしていると市報に載せることを考えているがいかがか。 ○ 柳沢委員長 <ul style="list-style-type: none"> 資料3-3までならば、輪郭であるので早く出すべきと考える。 ● 事務局 <ul style="list-style-type: none"> 了解 <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開 ・非公開の 別</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：0人
------------------------------	--	--------

<p>会議録の開 示・非開示 の別</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
-------------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部都市計画課（内線274）</p>
--------------	--------------------------